



## (介護予防)訪問看護サービス事業運営規程 WYL 訪問看護ステーションみそのっこ

### (事業の目的)

第1条 株式会社ゆずが設置する WYL 訪問看護ステーションみそのっこ（以下「事業所」という。）において実施する介護予防訪問看護・訪問看護サービス事業（以下「訪問看護サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、主治医の指示により地域の要支援状態又は要介護状態等にある在宅療養者に対して、利用者の意思及び人格を尊重しつつ心身の機能回復と生活の質の向上及び療養生活の支援を図ることを目的とする。

### (訪問看護サービスの運営の方針)

- 第2条 当事業所は、前述の目的を達成するために地域との結びつきを重視し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 2 利用者の要支援状態又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 5 事業所と一体的に運営し、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
  - 6 訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
  - 7 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「介護予防訪問看護サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 訪問看護サービスの提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 WYL 訪問看護ステーションみそのっこ
- (2) 所在地 広島県東広島市西条町御園宇 5585 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする

(1) 管理者 看護師 1名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 2.5名以上 (常勤換算数による)

看護職員は、主治医の指示に基づいた訪問看護サービス計画により訪問看護サービスに当たる。

(3) 理学療法士・作業療法士 1名以上

理学療法士・作業療法士は主治医の指示に基づいた訪問看護サービス計画(介護予防訪問看護サービス計画)によりリハビリ等のサービス提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(必要ある場合は、上記営業日以外も対応できることとする。)

(2) 営業時間 : 午前9時から午後5時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時電話等による連絡・相談を可能とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護サービスの提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者が主治医に訪問看護の利用を申し込み、主治医がステーションに交付した指示書により看護師等が利用者を訪問して看護計画を作成、訪問看護を実施する。

(2) 利用者及びその家族からステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。

(訪問看護サービス提供拒否の禁止)

第8条 訪問看護サービスの提供を求められた時、正当な理由なく提供を拒んではいけない。

(訪問看護サービスの内容と手続きの説明及び同意)

第9条 看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対しその利用手続き、提供方法、内容等につき文書にて説明を行い、同意を得る。

(受給者資格等の確認)

第10条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要

介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供する。

(訪問看護サービス提供の記録記載)

第 11 条 訪問看護サービスを提供した時は「訪問看護サービス記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入する。

- 2 看護師等は利用者に対して行った訪問看護に関し、その者の健康手帳等に必要な事項を記載する。

(訪問看護サービスの内容)

第 12 条 事業所で行う訪問看護サービスは、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明。  
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害・全身状態の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 褥瘡の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 精神疾患や認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の相談・助言
  - ⑨ カテーテル等の交換・管理
  - ⑩ 家族への療養介護状態の指導、相談、助言、家族の健康管理
  - ⑪ その他在宅医療を継続するために必要な、医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護及び介護予防訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス
  - (3) 訪問看護及び介護予防訪問看護報告書の作成

(利用料等)

第 13 条 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。なお健康保険法等の場合は、診療報酬の額による。その他の利用料については別紙料金表により取り扱うものとする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から路程 1 k m 当たり 50 円を実費として徴収する。

- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 訪問看護サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第14条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

- 東広島市：西条全域、八本松全域、高屋（小谷・造賀を除く）、黒瀬（国近・南方のみ）
- 2 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

#### （緊急時における対応方法）

第15条 緊急時における対応は、次のとおりとする。

- 1 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。
- 2 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

#### （苦情処理）

第16条 訪問看護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （事故発生時の対応）

第17条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

- 4 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村へ報告並びに当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保)

第 18 条 社会的使命を認識し、看護師等の資質向上を図る為の研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

(個人情報の保護)

- 第 19 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第 20 条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨の誓約書を採用時に提出させるものとする。

(非常災害対策)

第 21 条 訪問看護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(衛生管理及び感染症予防)

- 第 22 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
  - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策の担当者を決め、委員会を設置する。委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）はおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。委員会はテレビ電話装置等の活用を可能とする。
  - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、訪問看護サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束適正化の取り組み)

第 24 条 事業所は、利用者に対する身体的拘束適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束適正化のための指針を整備すること
  - (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと
- 2 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる)についてのみ身体的拘束等を行うことがある。
- 3 身体的拘束等が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 4 その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存しなければならない。

(ハラスメント)

第 25 条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的を実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(電磁的対応)

第27条 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行う。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えて行う。

(記録の整備)

第28条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第29条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 事業の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町に通知する。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業員に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護サービスの提供をさせない。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ゆずと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月1日から施行する。